商工会だより

４２号

■発行：福山北商工会　■発行日：令和５年６月

【本所】駅家町倉光417　TEL976－3111/FAX976－3211【HP】https://fukuyamakita.jp/
【支所】加茂町中野1-3-2TEL972－3008/FAX972－4270【E-mail】fukuyamakita@hint.or.jp

第１５回福山北商工会通常総代会開催

令和５年度（第１５回）福山北商工会通常総代会が、５月２６日(金)１６時から本所２階大研修室において４年ぶりにご来賓をお呼びし、懇親会を行う総代会として開催されました。総代会の流れについては、司会進行を、荒川事務局長が務め、関藤副会長が開会宣言を行い、二畠会長が開会の挨拶を行った後、議長の選出に入りました。

議長には、昨年に引き続き、山建ホーム㈱代表取締役の山本芳久氏が選任されました。

就任後議長は、議事に入る前に本総代会成立の有効性を確認するため、定足数の確認を事務局に求めました。結果、総代の本人出席４３名、有効な委任状による出席者３１名、合計７４名の出席となり、総代定数１２６名の２分の１を超え、本通常総代会は有効に成立することが確認されたため議事に入りました。

議案説明については、第１号議案を南課長補佐が、監査報告を、井口建設㈱代表取締役井口善郎氏が務め、第２号議案、第３号議案については大谷課長、第４号議案、第５号議案については荒川事務局長がそれぞれ説明し、附帯決議も含め提出された議案の全てについて、出席総代の拍手多数をもって承認決定されました。

議事終了後、本総代会において理事となられた令和５年度青年部長の妹尾吉史氏並びに下山守・上山守地区選出の藤原秀樹氏から就任のご挨拶を頂きました。

その後、事務連絡と休憩を挟んで、ご来賓のご入場となり、衆議院議員小林史明氏の秘書をはじめとした総勢１８名のご来賓の方々をご紹介した後、５名のご来賓からご祝辞を賜りました。他、昨年の参議院選に当選し参議院議員となられました越智俊之氏を含め３名の方からの祝電をご披露した後、藤井副会長の閉会の挨拶により一旦総代会は閉会となりましたが、そのまま懇親会へと引き継がれ、二畠会長が開宴の挨拶を行い、甲斐顧問による乾杯のご発声により懇親会が開宴致しました。懇親会では、ご来賓や総代、役員の皆様それぞれが交流を深め、備南地域青年部主張発表大会の予行演習なども行われ、終始和やかな雰囲気のまま、お開きの時間を迎え、関藤副会長の閉宴の挨拶をもって通常総代会における全ての行事が終了致しました。

【提出議案】
- 第１号議案　令和４年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表及び財産目録承認の件（監査報告）
- 第２号議案　令和５年度事業計画書(案)・収支予算書(案)承認の件（附帯決議）
- 第３号議案　令和５年度一般会計借入金最高限度額(案)及び借入先金融機関承認の件
- 第４号議案　福山北商工会運営規約一部改正(案)承認の件
- 第５号議案　役員退任並びに欠員に伴う役員選任(案)承認の件

青年部：令和5年度通常総会開催

令和５年４月１５日(土)に令和５年度青年部通常総会を開催、４年ぶりにご来賓をお呼びして懇親会も同時に行いました。総会当日は、部員総数６４名中、本人２８名、委任状２２名、合計５０名の出席と過半数を超えており、本総会は有効に成立し、提出議案も全て承認されました。

今年度は、サン・プリーツ(株)の妹尾吉史新部長の下、部員６４名、２つの委員会、３つの特別委員会という新体制でスタートしております。

なお、３つの特別委員会のうち、１つは今年度から新設した新入部員増強委員会です。総会後半では、新型コロナウイルスが第５類に引き下げられたこともあり、４年ぶりに外部のご来賓をお招きしての懇親会にて卒業生と新入部員の紹介を行いました。卒業生は６名、新入部員は７名と昨年度に続いて卒業生を上回る新入部員を迎え、部員総数は前年度に比べ１名増加しております。

妹尾新部長が掲げた今年度のテーマは「温故知新（おんこちしん)」です。このテーマには設立されて、１５年目を迎える福山北商工会において、諸先輩方の素晴らしい伝統を受け継ぎつつ、自分たちの思いを織り込み、新たな取り組みを実践していこう、という思いが込められています。

新たな体制の下、通常委員会での事業や夏まつりをはじめとする特別委員会事業を精力的に行って参りますので、皆様引続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

卒業生挨拶

新入部員紹介

☆新常任委員の皆様☆

(順不同・敬称略)

【部　　長】	妹尾　吉史		【直前部長】	岡崎　紘久	
【専　　務】	佐藤　真深	柳川　浩之	【監　　事】	児玉　卓也	住中　敦
【備南担当理事】	髙木　基志				
総務委員会	【副部長】中山　辰磨 【委員長】松浦　隆真		駅家町夏まつり実行委員会	【副部長】岡崎　紘久 【委員長】貞清　泰士	
企画研修委員会	【副部長】岡田　有司 【委員長】王野　健太		加茂町夏まつり実行委員会	【副部長】倉田　彰訓 【委員長】三島　淳志	
			新入部員増強委員会	【副部長】平井　規崇 【委員長】龍田　佳之	

夏まつり開催準備中！

コロナ禍で長らく中止となっていました加茂町夏まつりサマーフェスティバルと、駅家町夏まつりサッサカを下記のとおり開催します。各実行委員会では張り切って準備を行っています。スタッフ一同頑張ります。ご協力の程宜しくお願い致します！

加茂町夏まつり「サマーフェスティバル2023」
〇開催日時：8月5日（土）午後5時～
〇開催場所：加茂小学校グラウンド

駅家町夏まつり「サッサカ2023」
〇開催日時：8月19日（土）午後5時～
〇開催場所：駅家小学校グラウンド

女性部：令和5年度通常総会・部員親睦会開催

令和５年５月９日(火)に、福山市明神町の梅の花福山店にて、令和５年度福山北商工会女性部通常総会を開催致しました。塩川部長挨拶の後、定足数の確認が行われ部員３７名、出席部員２０名、委任状出席７名で過半数に達しており、本総会が有効に成立する旨を確認。

その後、議長の選出方法については、部員より部長への一任の声がありましたので、部長は駅家地区の近藤多恵子さんを議長に選任。議案審議の結果、全ての議案が承認されました。

通常総会終了後には、同会場で部員親睦会を開催。新入部員の紹介や美味しいお豆腐料理とマスク無しでのおしゃべりで部員間の親睦を深めました。今年度も様々な事業を行ってまいります。どうぞ宜しくお願い致します。

【提出議案】　第１号議案　令和４年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表承認の件（監査報告）
　　第２号議案　令和５年度事業計画書(案)・収支予算書(案)承認の件

「ゴキブリ駆除ホウ酸だんご作り」

令和５年５月１１日(木)に、加茂支所２階会議室にて毎年恒例の「ゴキブリ駆除ホウ酸だんご作り」を開催。約 1,300 個を作成しました。女性部の作るホウ酸だんごは効き目が良いと、毎回とても好評です。

また、今年度は女性部の活動周知と地域貢献事業の一環として加茂交流館・駅家交流館で地域住民の方へ“ご自由にどうぞ”の無料配布を行うことにしています。

＊＊今後の予定＊＊

9/12 備女連交流会・11/21 備女連主張発表大会・研修会

バザー用品のご提供お願いします！

加茂町夏まつり“サマーフェスティバル 2023”と駅家町夏まつり“サッサカ 2023”に女性部が出店します。お茶・おにぎりの販売やサマーフェスティバルではバザーを予定しています。事業所やご自宅の遊休品がございましたら、バザー用品としてご提供ください。贈答用のタオル・石鹸等がよく売れます。宜しくお願い致します。

※景品類・古いぬいぐるみ・古着・壊れている品物等は除きます。

商工会公式LINEお友達登録お願いします

公式ＬＩＮＥを活用し各種情報を発信していきます。QR コードからお友達登録お願いします。

【開設目的】商工会からの情報提供の迅速化を図るため

【提供内容】①県・市からの大雨等災害情報周知に活用

②当会の行事(関連含む)や補助金・助成金等の情報周知に活用していきます

【留意事項】発信のみとなりますので、お問い合わせの際は商工会までお電話ください。

消費税：インボイス制度に関する改正について

令和５年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項についてお知らせします。

ポイント① インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）

対象期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の１００分の８０に相当する金額）とすることができることとなりました。**この特例を適用した場合、売上税額の２割を納付することとなります。**

計算イメージ

《新しい計算方式》

【２割特例】
売上げに係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算
- **仕入税額の実額計算不要**
- **業種に関わらず売上税額の一律２割を納付**
- **事前の届出が不要**

選択可能

《通常の計算方式》

【一般課税】
売上げに係る消費税額から
仕入れに係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算
仕入れや経費の額について、実額で計算が必要

【簡易課税】
売上げに係る消費税額から
売上税額にみなし仕入率を掛けた金額
を差し引いて納付税額を計算
- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に応じたみなし仕入率を使用
- 事前の届出が必要

適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合

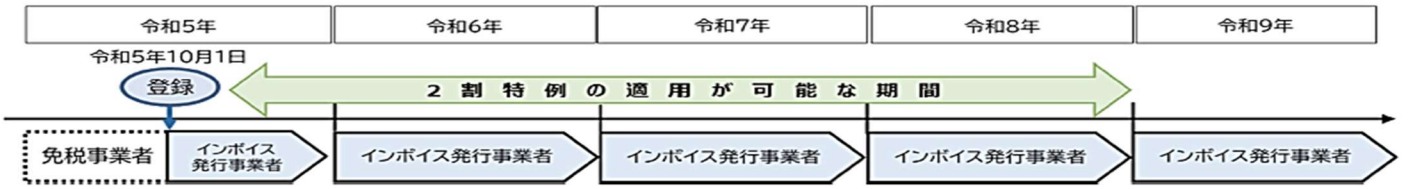

適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者

➡ つまり「基準期間(※)の課税売上高が１千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については２割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和５年９月30日以前から課税事業者となる事業者の令和５年10月１日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても**２割特例**を**適用可能**
  適用にあたっては**事前の届出は不要**であり、申告時に選択することができます。
- ２割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

（詳細はこちら）

ポイント② 少額取引(1万円未満)について一定の帳簿のみを保存することで仕入れ税額控除が可能

対象期間：令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ

基準期間の課税売上高が１億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が５千万円以下の事業者が、令和５年10月１日から令和11年９月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込１万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年１月～６月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後６月の期間

１万円未満の判定単位

「税込１万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が１万円未満**かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

① 12月３日に5千円の商品を購入し、12月10日に７千円の商品を購入した場合
➡ それぞれが税込１万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要

② ５千円の商品と７千円の商品（合計１万２千円）を同時に購入した場合
➡ 税込１万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

（詳細はこちら）

ポイント③ 1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

対象期間：対象期限はありません。（インボイス制度開始時より適用されます。）

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込１万円未満の場合**には、**交付義務が免除**されることとなりました。

（詳細はこちら）

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合

➡ 値引き等が１万円未満である場合、**返還インボイスの交付が不要**

ポイント④ インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

見直し①

令和５年４月以降の登録申請であっても、**令和５年９月３０日までに**登録申請書を提出した場合は、制度開始日である**令和５年10月１日から登録を受けることが可能**です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和５年10月１日に遡って登録を受けたものとみなされます。

インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、**申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載**しております。

（詳細はこちら）

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合

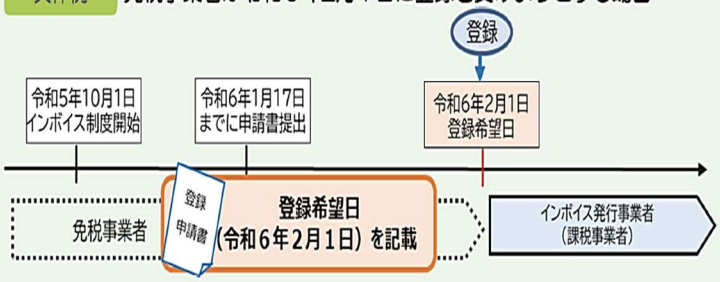

※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

インボイス制度に関するお問合わせ先

インボイス制度特設サイト
インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。

特設サイト

インボイスコールセンター
インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）

事業環境変化対応型支援事業
税理士による専門家窓口を設置しています！

税理士の安原 正治 先生をお招きし、インボイス適用や改正電子帳簿保存法への対応、税法適用可否、資金繰り等の財務計画のご相談等、事業環境変化に対応していくための相談窓口を開設しています。

改正電帳法への対応や実務手法等、経営相談にぜひご活用ください。

＊詳細は４月郵送チラシ、もしくは福山北商工会のホームページからご覧ください⇒

福山北商工会
ホームページQR→

○お問合せ：電話 084-976-3111（本所）・084-972-3008（支所）
ファックス 084-976-3211（本所）・メール fukuyamakita@hint.or.jp

○７月以降の相談日○

	７月	８月	９月	10月	11月	12月	R６年１月
本 所	12・26	9・23	6・20	4・18	1・15・29	13	10・24
支 所	5・19	2・16・30	13・27	11・25	8・22	6・20	17・31

※相談希望日時が重複した場合は、別途ご連絡のうえ調整させていただきます。

加茂山野町地域振興委員会事業報告

加茂山野町地域振興委員会青年部では、コロナ禍に負けず明るい１年となりますようにとの願いを込めて、令和４年１２月２６日(月)から令和５年１月２８日(土)までの期間、加茂中学校前ふれあい花壇に干支のウサギのイルミネーションを設置しました。

令和５年６月４日(日)には、加茂川一斉清掃に参加。約１時間川沿いの道路を清掃しました。

また、地域振興委員会女性部では、令和５年６月３日(土)に加茂学区まちづくり推進委員会の花いっぱい運動の一環で、ふれあい花壇及び地域のプランターをパンジーから夏の花ベゴニアに植え替える作業を行いました。

駅家町フラワーシール店会より引換終了のお知らせ

フラワーシールのお買物券としての引換終了についてお知らせ致します。

「フラワーシール（赤色)」は、下記加盟店及び協力店にて令和５年１２月３１日まで（加盟店・協力店の年末営業日まで）は、お買物券としてご利用いただけますが、令和６年１月以降はご利用出来ません。お早めにご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、シール加盟店・協力店でお買物券としてのご利用は台紙一冊(120 枚) 200 円です。

※120 枚以下の場合はご利用いただけませんのでご了承ください。

フラワーシール加盟店		フラワーシール協力店
◎ﾌｧﾐﾘｰｼｭｰｽﾞ さんきょう TEL 084-972-2145	◎ほんぐう化粧品店 TEL 084-976-2364	◎衣料百貨やまさき
◎迫田商店 TEL 084-972-2067	◎中山洋品店 TEL 084-976-1105	◎お好み焼き　ちゃくら
◎ちゃわん家 TEL 084-972-2321	◎おがわ化粧品店 TEL 084-976-3551	◎松井食料品店
◎総合衣料まつおか TEL 084-972-2128		◎つるみ電器
		◎シャルマン美容室

新入会員紹介

（期間：令和５年１月１８日～令和５年６月１日）

事業所名	代表者名	住　所	業　種
メナードフェイシャルサロン駅家町代行店	眞田洋子	駅家町万能倉	エステサロン
	田和伸裕	新市町戸手	舞台監督業・現場ｻﾎﾟｰﾄ
㈱coco・labo	佐藤智昭	駅家町江良	美容業　☆
優和工業	上田輝和	神辺町徳田	とび
㈱ＰＯＳＴ	山中友貴	駅家町法成寺	ＩＴ
㈱ＬＵＣＥ	藤井　恵	駅家町近田	飲食業　☆
カーム整骨院	妹尾吉将	神辺町新徳田	整骨院
中村工業	中村真吾	駅家町中島	製造業
ヒーリングサロン ラ・アベントゥーラ	片岡典子	加茂町中野	美容業
	近藤秀俊	駅家町江良	学習塾
	堀　颯斗	加茂町上加茂	建築業
晶栄	嶽　文晶	駅家町上山守	解体工
総合建築タスカル	稲田哲雄	御幸町森脇	リフォーム業
㈲エレックス	農宗　栄	駅家町上山守	測量・樹木伐採・地権者調査業
ＡＬｉＢｉ	WAKAI YOSHIE	加茂町芦原	飲食店

☆印：事業承継並びに法人成りに伴う加入

令和5年度雇用保険料率のご案内

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業者負担ともに６/１，０００に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は７/１，０００に変更になります。）

・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き３．５/１，０００です。（建設の事業は４．５/１，０００です。）

詳細はこちらの QR コードから⇒

＜令和５年度の雇用保険料率＞

（赤字は変更部分）

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担			①＋②雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
（令和４年10月～）	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
（令和４年10月～）	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
（令和４年10月～）	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

（枠内の下段は令和４年10月～令和５年３月の雇用保険料率）

※　園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

本件の問合せ先：●福山ハローワーク TEL084-923-8609

最低賃金（産業別）について

広島県の最低賃金

広島県最低賃金

時間額 930 円

（令和４年 10 月１日発効）

広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。
年齢・性別・雇用形態（臨時・パート・アルバイト等）を問いません。
なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの「広島県特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、

① 年齢 18 歳未満又は 65 歳以上の者
② 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
④ 下記の産業において「特定の軽易業務」に主として従事する者

には、「広島県最低賃金」が適用されます。

○ 出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、②の「技能習得中のもの」に該当しません。
○ 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

広島県特定（産業別）最低賃金 （業種名は「日本標準産業分類」による）	時間額	発効年月日	上記④の特定の軽易業務
広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	1024円	令和 4.12.31	
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 ※製缶板金業を含む	969円	令和 4.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ※建設用ショベルトラック製造業を除く	984円	令和 4.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	953円	令和 4.12.31	部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	964円	令和 4.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務
広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金	999円	令和 4.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務
広島県自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く	958円	令和 4.12.31	

広島県各種商品小売業最低賃金 ※衣,食,住にわたる商品を小売するもので、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所（百貨店、総合スーパー等）	930円 （広島県最低賃金）	令和 4.10.1	左記の特定（産業別）最低賃金は、令和 4 年 10 月 1 日から、広島県最低賃金時間額 930 円が適用されています。

最低賃金に算入しない賃金
（1） 精皆勤手当、通勤手当、家族手当　（2） 時間外、休日及び深夜の割増賃金
（3） 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

本件の問合せ先：●福山労働基準監督署 TEL084-923-0005　　詳細はこちらの QR コードから⇒

事務局よりお知らせ

記帳指導職員の川元 恵子さんの退職に伴い、新に記帳指導職員として松岡 瑞宏さんが着任しました。
新体制の商工会事務局で会員事業所様の様々なご相談に対応致します。宜しくお願い申し上げます。

本　所
【事 務 局 長】荒川　雅和
【経営指導員】大谷　逸人
南　夕佳里
西　健太
【補　助　員】佐藤　文音
【記帳指導職員】西　まり子・松岡　瑞宏

支　所
【経営指導員】黒田　大樹
【補　助　員】三島 絵里子

福山北商工会のホームページはこちらから！

福山北商工会ホームページ

中退共の詳細はこちらから↓